

第3回ライターJIS/WG議事録(案)

1. 日時：平成22年7月22日(木)14時00分～16時00分

2. 場所：(独)製品評価技術基盤機構 2階技術研修室

3. 出席者：

【委員】多田主査、亀井委員、柳澤委員(代理：馬淵様)、廣田委員(代理：中山様)、那須委員(代理：平野様)、神戸委員、嘉祥寺委員、小沢委員、芝塚委員、四家委員(代理：並河様)、仲野委員、杉浦委員、倉田委員、森廣委員、真壁委員、蛭谷委員

【関係者】(METI製安課)藤代企画官、島上課長補佐、近藤課長補佐、河本係長、高橋担当官、(METI日用品室)大河担当官(代理：千葉室長補佐)、(METI環生室)堀課長補佐、永田課長補佐、(消費者庁消費者製品安全課)野村課長(代理：田中政策調査員)、

(日本文化用品安全試験所)大谷氏、(製品安全協会)黒川氏

【事務局】山田、渡邊、永田

4. 議題：

(1) 前回議事録の確認

(2) CR機械的試験方法の開発

(3) 日本工業規格(案)の審議

1) 日本工業規格(案)ライター安全仕様

2) 日本工業規格(案)多目的ライター安全仕様

(4) ライター規格体系について

(5) その他

5. 資料：

資料W3-1 ライターJIS/WG構成表(出欠状況)

資料W3-2 第2回ライターJIS/WG議事録案

資料W3-3 CR機械的試験方法の開発状況について(安全要件、操作力計測)(仮称)

資料W3-4 JIS原案「ライター安全仕様」

資料W3-5 JIS原案「多目的ライター安全仕様」

資料W3-6 ライター規格体系(案)

資料W3-7 WG作業スケジュール(案)

資料W3-8 速度別操作力測定試験結果

議事概要：

各議題での報告及び委員からのご意見、質問等の概要は以下のとおり。

(1) 前回議事録の確認

事務局から、資料に基づき説明があり、確認された。

(2) CR 機械的試験方法の開発について

多田主査から、機械的試験の開発状況について、次のとおり報告された。

以下の着火方式の異なるライターについて、それぞれ、基本原理、試験パラメータ、設計パラメータ、試験手順が説明された。

- ー直押し式たばこライター
- ースライド式たばこライター
- ーフrint式たばこライター
- ー直押し式多目的ライター
- ー回転式多目的ライター

さらに、基準値の計測方式、検討事項等について報告された。

- ・ 直押し式、フrint式については特に問題はないが、フrint式では偶発的な事象によりデータの変動が多いため、データを多く取り、ばらつきを平均化することを解決策として検討している。
- ・ 現時点では、サンプルの中で、機械的試験が対応困難なものもあり、対応策として試験の際に専用のジグをメーカーから提供してもらうか、海外でのチャイルドパネル試験で対応せざるを得ない場合等も考えられる。
- ・ 検証用の試料が更に必要なため、各メーカーには異なるデザインのライターやCR対応のライターを設計資料と共に提供していただきたい。

(3) 日本工業規格（案）の審議

- 1) 日本工業規格（案）たばこライターー安全仕様
- 2) 日本工業規格（案）多目的ライターー安全仕様

事務局から、上記2件のJIS原案について、第2回委員会（6/25）後に変更した箇所について説明した。

- ・ 適用範囲：たばこライターは、“（以下、ライターという。）”を追加。
- ・ 附属書A（参考）：記載内容が分かりにくいとの意見を受け、一部記載を修正。
- ・ 多目的ライターの6.1.3.2 a)を以下のように修正。

【修正内容】

修正後：・・・“子供から遠ざける”セーフティシンボルをライター本体に表示する。

修正前：・・・“子供から遠ざける”セーフティシンボルをライター本体に表示すること

が望ましい。

【修正の根拠】

第2回の委員会で「貼付できる範囲の広い多目的ライターについては、セーフティシンボルをライター本体に表示すべきではないか」との消費者委員の意見があった。

委員会後、事務局が、生産者委員からシンボル表示の記載の変更について意見を聴取したところ、8件の回答があった。ISO規格との整合を図り、削除すべきとの意見もあったが、多目的ライターについては「ライター本体に表示する」（対象となる製品を限定すべき等の条件付き含む）と記載してもよいとの回答が半数以上であった。そのため、事務局では「ライター本体に表示する」に修正したものの。

【議論及び意見】

- 多目的ライターの表示の記載内容について、「ライター本体に表示する。」に変更されたが、「表示することが望ましい。」との表記に戻すべきである。若しくは、ライター本体ではなく、ライターの包装等、表示する場所を選択できるようにしてほしい。
- シンボルマークの貼付について、そのマークが警告表示として有効であるか考えてみても、効果があるかは疑問である。逆に子供が興味をもつ可能性もあるので、そのように危険のリスクがあるものを明文化するのはおかしい。
- ISO規格では、シンボルマークの表示は義務付けられていない。また、ISO/TC61でこれまで審議してきた経緯からも、ISOを尊重すべき。ISOで変更された場合にJISを修正するという流れであれば問題ないと思う。
- 消費者代表の意見を尊重するのであれば、セーフティシンボルに関する記載をJISとして追加したことで、ライターと同等の表現（“することが望ましい”）にとどめるべき。

【結論】

- セーフティシンボルについては、たばこライター、多目的ライターとも「“子供から遠ざける”セーフティシンボルをライター本体に表示することが望ましい。」と表記する。

(4)ライター規格体系について

事務局から、現在審議中のISO 9994とISO22702を基にした基本安全規格と、今後追加するCR機能の規定についての規格体系案（各規格に附属書としてCR機能の要件の規定を追加する）を示した。

【議論及び意見】

- ・ 今後の国際提案も視野に入れるとすれば、CRの規定は別規格として作成すべき。附属書で規定するとした場合、ISOとの整合の観点から範囲が異なってくる。
- ・ 附属書だとしても、基本規格にCRの規定が入ることでライター全てにCR機能が要求されるのかと誤解される可能性がある。別々の規格を作成した方がよいと思う。

以上の議論を受け、事務局でMETI関係者と相談し、28日の委員会で結論を報告した上で、委員会後にCRの原案作成を進めることとした。

(5) その他

委員から、以下の意見があった。

- ・ 機械的試験方法について、現状はデータを取る設備の説明であったが、試験設備の対応はどうなるのか。試験機関としては購入できるものかを確認したい。

回答：購入については明言できないが、仕様をまとめることはできるので、それで対応を考えていただきたい（多田主査）

(6) 今後のスケジュール

- ・ 本日の議論は7月28日の委員会で報告する。
- ・ 次回のWGは開催せず、必要に応じてメール、ウェブベースで意見交換等を行う。

以上